

県営団地内における店舗等利便施設取扱要領

平成 18 年 4 月 1 日

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、県営団地内における店舗等利便施設の取扱いについて、公正、公平の視点のもとに円滑な業務推進を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗等利便施設 県営住宅入居者の日常生活の利便施設として、良質かつ適正な価格の生活必需品等を供給するなど入居者の生活の安定と福祉の増進を目的として県営団地内に設置する以下の店舗等をいう。
 - ① 物販業、飲食業、サービス業（風俗関係業種及び夜間のみ営業等、団地内店舗としてふさわしくないと判断される業種を除く。）
 - ② 地域福祉の活動拠点（子育て支援、高齢者等生活支援事業、外国籍問題のサポート、ボランティア活動、多様な住民活動支援等）
 - ③ 医療施設、社会福祉施設等

(募 集)

第 3 条 店舗等利便施設の入居募集にあたっては、公正、公平の視点のもと、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 県営団地内店舗に空きが生じたときは、現地に「空き店舗」の表示をし、県のホームページに掲載するなど幅広く周知する。
- (2) 募集にあたっては、2 週間程度の期限を定める。
- (3) 期限内に応募がなかった場合、継続して募集を行う。

(申込要件)

第 4 条 店舗等利便施設の入居申込人は、次の各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 県営住宅入居者に良質かつ適正な価格の生活必需品等を供給するなど入居者の生活の安定と福祉の増進をはかる利便施設としての役割を果たすこと。
- (2) 経営のための十分な資金及び能力又は経験があると認められる者であること。
- (3) 公租公課等の滞納がない者であること。
- (4) 共同意識が強く、協調性が保てる者であること。
- (5) 暴力団関係者でないこと。
- (6) 保証人を立てられる者であること。

(申込書の必要書類)

第5条 入居申込をするものは、次の各号に定める必要書類を住宅営繕事務所 施設管理課に提出するものとする。

(1) 申込人(様式1)

- ア 入居申込書
- イ 履歴書(法人の場合は、会社案内等)
- ウ 世帯全員の居住を証する書類(法人の場合は、定款、役員の履歴及び登記簿謄本)
- エ 所得に関する証明書
- オ 納税証明書
- カ 申込人名義の貯金残高証明書
- キ 資格及び許可を必要とする業種にあつては、その免許及び許可書の写し
- ク 事業計画書
- ケ 印鑑登録証明書

(2) 保証人

- ア 住民票
- イ 所得に関する証明書
- ウ 納税証明書
- エ 印鑑登録証明書

(選考委員会)

第6条 入居の選考を行うため、別表に掲げる者をもって選考委員会を設置し、座長は副所長を、副座長は県営住宅部長をもってあてる。座長が不在の場合は、副座長を座長とする。

また、選考委員会の庶務は、住宅営繕事務所施設管理課で行うものとする。

(選考及び決定)

第7条 選考は、次の各号の内容を考慮して行い、選考委員会で申込書類の審査を行う。

- (1) 県営住宅入居者の利便施設であること。
- (2) 自治会及び団地内他店舗(協同組合)の意向。
- (3) 出店希望理由

(現地確認)

第8条 申込人が現地確認を希望する場合は、住宅営繕事務所職員及び指定管理者立ち合いのもと、実施する。

(その他)

第9条 その他必要な事項は、選考委員会で協議して決定する。

附則

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、令和5年3月15日から施行する。

選考委員会構成員

住宅営繕事務所 副所長

住宅営繕事務所 県営住宅部長

住宅営繕事務所 県営住宅部入居管理課長

住宅営繕事務所 管理課長

県土整備局公共住宅課 副課長

様式1

入 居 申 込 書

令和 年 月 日

所 在 地 〒

電話

会 社 名

または商号

印

代 表 者

または店主名

印

県営 団地店舗に入居したいので、別紙必要書類を添えて申し込みます。
なお、入居申込人は暴力団関係者ではないことを確約します。

備考 申込書に記入された個人情報、入居申込人が暴力団関係者ではないことを確認
するため、神奈川県警察に提供することがあります。

添付書類

(1) 申込人

- ア 履歴書（法人の場合は、会社案内等）
- イ 世帯全員の居住を証する書類（法人の場合は、定款、役員の履歴及び登記簿謄本）
- ウ 所得に関する証明書
- エ 納税証明書
- オ 申込人名義の貯金残高証明書
- カ 資格及び許可を必要とする業種にあつては、その免許及び許可書の写し
- キ 事業計画書
- ク 印鑑登録証明書

(2) 保証人

- ア 住民票
- イ 所得に関する証明書
- ウ 納税証明書
- エ 印鑑登録証明書